

「第 99 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 4 年 4 月 26 日（火曜日）に、「第 99 回 コーデックス連絡協議会」を農林水産省共用第 2 会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 第 1 部では、委員の互選により選出された山口隆司委員が議事進行役を務めました。議事次第に基づいて、事務局から、令和 4 年 5 月に開催される第 15 回食品汚染物質部会（CCCF）の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。また、事務局から今後のコーデックス会議開催スケジュールを紹介しました。
- (3) 第 2 部では、イオン(株)アドバイザー（元世界保健機関（WHO）食品安全・人畜共通感染症部長、元国際獣疫事務局（OIE）次長兼科学技術部長、元コーデックス事務局長）の宮城島一明氏を講師に迎え、「コーデックスと日本 過去、現在、未来」と題した基調講演会を開催しました。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という情勢を鑑み、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 15 回食品汚染物質部会(CCCF)

- ・仮議題 5 「カカオパウダー（総乾燥カカオ固形分が 100%）中のカドミウムの最大基準値」について、森田満樹委員から、前回の会合において、総乾燥カカオ固形分が 30%以上 50%未満のチョコレートのカドミウムの最大基準値（ML）は、カカオ固形分と実態調査データの両方の視点に基づき ML が 0.7 mg/kg になったと承知している、カカオパウダー（総乾燥カカオ固形分が 100%）の ML については、総カカオ固形分比率に基づく検討になっていないのか質問がありました。これについて、総カカオ固形分の含有量が高いチョコレートの方がカドミウム濃度が高く、ML も高い数値が設定されていること、一方で、カカオパウダーは「チョコレートの総カカオ固形分と ML の数値から計算される ML 案」と「実態調査データに基づく ML 案」とでは、両者の製造上の技術的な違いから大きな乖離があることが分かり、今回、あらためて議論されることになった旨回答しました。
- ・同じく仮議題 5 について、森田満樹委員から、ML 原案は FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）の評価や実効性から妥当と考えているが、カカオパウダー（総乾燥カカオ固形分が 100%）の ML だけがチョコレートの ML と比べて緩和

されたような印象を受けており、議論の一貫性があるのか質問がありました。これについて、チョコレート総カカオ固形分の中には、カドミウムを含まないカカオバターが含まれるのに対して、カカオパウダーの総カカオ固形分にはカカオバターが含まれないため、両者のカドミウム濃度はそもそも総カカオ固形分に比例配分しないとの技術的指摘があり、再検討することになった旨回答しました。

- 同じく仮議題 5 について、辻山弥生委員から、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (CXS193-1995) (GSCTFF) やコーデックス手続きマニュアルに、暴露量への寄与度が高い品目について基準値を策定するということが書かれており、カカオ製品中のカドミウムは寄与が高いものではないとの議論があったにもかかわらず ML が策定されたが、コーデックスの原則を変えようという動きがあるのか質問がありました。これについて、コーデックスの目的の一つである公正な貿易の促進の観点から、カカオ製品の輸出国より ML 策定の強い要望があり規格策定をすることになったもので、コーデックスの原則を変えるものではない旨回答しました。
- 仮議題 16 「汚染物質の分析法に関するレビュー」について、菅沼修委員から、性能規準が設定されることを支持するという方針は CCCF についてのみなのか、分析及びサンプリング法に関する一般規格 (CXS234-1999) の全分析法についてなのか質問がありました。これについて、CCCF 内での対処方針であること、また、汚染物質については、標準化された分析法が存在しない場合もあり、かび毒等については新しい分析法が開発されている状況にあることから、個別の分析法の指定ではなく性能規準を定めるのが妥当と考えている旨回答しました。
- 同じく仮議題 16 について、菅沼修委員から、我が国で一般的に用いられている妥当性が確認された分析法が利用可能となるよう対処することについて、具体的にどのような対処を行うのか質問がありました。これについて、一例として、必要な分析法の性能規準は ML の数値で決まることから、日本で一般的に採用されている分析法で測定できる性能規準となる ML が策定されるよう対応することが考えられる旨回答しました。
- ML 及び関連するサンプリングプランに関連して、戸部依子委員から、ML の策定時に考慮されると説明のあった違反率の原因として、季節の影響、個体の影響、測定方法の影響などが考慮されるのか、また、サンプリングプランでは、これらの影響が考慮されるのかとの質問がありました。これについて、ML の策定の際には経済的な影響も考慮して違反率が大きくなりすぎないように検討が行われ、場合によっては気象条件や地理的な要因が違反率に及ぼす影響も考慮されること、サンプリングプランは、ML の策定後に試料中の汚染の偏在性に関する情報や分析法の性能を考慮して、統計的な解析による検査の偽陽性率と偽陰性率、実行可能性等を考慮した上で策定する旨回答しました。
- 辻山弥生委員から、サンプリングプランと ML はセットで、ML 策定後にサンプリングプランを検討するとの説明について、ML があるにも関わらずサンプリングプランがないことが、貿易上の障壁とならないのか質問がありました。これについて、今後、貿易上の障壁になることがあれば、サンプリングプランの策定を急ぐべきという勧告が執行委員会から出る可能性はあると考える旨回答しました。

- ・辻山弥生委員から、無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべきとの考え方（As Low As Reasonably Achievable（ALARA）の原則）で違反率が何%までならよいという明文化されたものがないことは承知しているが、塩梅として何%程度ととらえるべきか質問がありました。これについて、近年の CCCF の慣例として違反率は 5%以内とするのが望ましいと考えられていること、昨年開催された第 14 回 CCCF の議題 17「最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス」の議論の中で、適切な違反率の水準についてはガイダンスでは扱わないと合意したこと、実際には含有実態データの数、経済的な影響、乳幼児や子供が食べる食品かどうか等を考慮し、場合に応じて加盟国が納得のいく水準に設定することになる旨回答しました。
- ・鶴身和彦委員から、サンプリングプランの策定について、経済性と消費者の安全のどちらを優先するのか難しい点ではあるが、コーデックスの目的である適正な流通と消費者の保護をベースに議論してほしい旨ご意見をいただきました。
- ・鶴身和彦委員から、温暖化により汚染物質の違反が増えているのではないかという印象を受けており国際連合食糧農業機関（FAO）でもレポートを作成しているということだが、環境影響も考慮して議論してほしい旨ご意見をいただきました。これについて、仮議題 15「最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関する一般ガイダンス」においては汚染濃度の年次変動や収集するデータの年数についても議論することになる旨説明しました。

(2) 基調講演「コーデックスと日本 過去、現在、未来」

イオン株アドバイザー（元世界保健機関（WHO）食品安全・人畜共通感染症部長、元国際獣疫事務局（OIE）次長兼科学技術部長、元コーデックス事務局長）の宮城島一明氏より、「コーデックスと日本 過去、現在、未来」と題して、コーデックスに関するご講演を行っていただきました。その後、連絡協議会委員及び傍聴者からの質問に回答していただきました。

(以上)